

中学校の免許状を有する方で、高等学校教諭1種免許状を取得したい方

免許状の種類

- 高等学校教諭1種免許状

根拠規定

- 免許法別表第8

取得方法

- 中学校の免許状（2種免許状を除く。）を有する方が、教員としての実務年数と必要な単位を修得し、同教科の高等学校教諭1種免許状を取得する方法は、〈表31〉のとおりです。

取得しようとする免許状		高等学校教諭 1 種免許状
所要資格	有することが必要な免許状	
	中学校教諭普通免許状 (2 種免許状を除く)	
	在 職 年 数	
最低修得単位数 (ア) + (イ) + (ウ)		3 年
最低修得単位数 (ア) + (イ) + (ウ)		1 2 単位
欄	科 目	含めることが必要な事項
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)
		2 単位
		最低修得単位数 (ア)
		2 単位
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
		2 単位 (注) の 5 参照
		最低修得単位数 (イ)
		2 単位
第 6 欄	大学が独自に設定する科目	
		最低修得単位数 (ウ)
		8 単位

(注)

- 1 取得できる免許状の教科は、中学校教諭免許状と同様の教科に限ります。
- 2 「有することが必要な免許状の学校種 (中学校)」での 3 年以上の良好な勤務成績の在職年数を必要とします。
- 3 在職年数は、取得しようとする教科に相当する中学校教諭免許状を取得した後の、中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。) の教諭として発令された実務に限ります。
 - ※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。
 - ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)
 - ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの
 - ※ 在職年数は教諭として発令された期間とし、助教諭、非常勤講師及び指導補助等の期間を含みません。
- 4 修得単位は、取得しようとする教科に相当する中学校教諭免許状を取得した後に、修得した単位に限ります。
- 5 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み 2 単位以上修得してください。

6 「大学が独自に設定する科目」の修得方法は次のとおりとします。

取得しようとする教科	教科に関する専門的事項	修得単位数
地理歴史	日本史	1科目以上 1単位以上
	外国史	
	人文地理学・自然地理学	
	地誌	
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1科目以上 1単位以上
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
情 報	情報システム	1 単 位
	情報通信ネットワーク	1 単 位
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	1 単 位
工 業	工業の関係科目	2 単 位
	職業指導	2 単 位